

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定
Agreement between Japan and the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland on Social Security

連合王国で就労する被用者／自営業者の
ための日本国公的年金各法の適用に關する
証明書

- ・協定第4条、第5条、第6条、第7条
及び第8条
- ・行政取決め第3条1及び第5条

Certificate of continuing coverage under legislation
concerning the Japanese public pensions systems for
people working in the United Kingdom of Great Britain
and Northern Ireland

- ・ Articles 4,5,6,7 and 8 of the Agreement

- ・ Articles 3.1 and 5 of the Administrative Arrangements

1

☐ 被用者／Employee

☐ 自営業者／Self-employed person

氏／Surname

名／Forename

生年月日／Date of birth

(Year) (Month) (Day)

年 月 日

(ローマ字／In the Latin alphabet)

日本国における住所／Permanent Japan address

基礎年金番号／Basic Pension Number

2

日本国における事業所／Place of work in Japan

事業所名／Name of company

所在地／Address

見本

3

連合王国における事業所／Place of work in U.K.

事業所名／Name of company

所在地／Address

4

証明／Certification

上記1にあげられた者は、協定の下記事項に従い、日本国の年金制度に関する法律（協定第2条1(a)）
の適用を受ける。／ The worker named 1 is covered by the legislation concerning the Japanese
pensions systems (Art. 2.1(a) of the Agreement), in accordance with the following Article of
the Agreement.

☐ 4. 2 ☐ 4. 3 ☐ 4. 4 ☐ 5. 1 ☐ 5. 2 ☐ 6 ☐ 7. 2 ☐ 8. 1

(Year) (Month) (Day)

(Year) (Month) (Day)

期 間／The period

年 月 日

～

年 月 日

5

連絡機関／Liaison agency

名 称／Name

日本年金機構 (Japan Pension Service)

印／Stamp

所 在 地／Address

(Year) (Month) (Day)

年 月 日／Date

年 月 日

(注意事項)

1. この証明書は、あなたが国民年金又は厚生年金保険に継続して適用されていることを証明するものです。証明期間中、連合王国年金法令の適用が免除される根拠となりますので大切に保管してください。
2. 連合王国の当局から証明書の提示を求められたときは、提示してください。
3. この証明書を紛失又はき損したときは、直ちに、この証明書を発給した年金事務所に再交付の申請をしてください。
4. この証明書の記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書を発給した年金事務所にお知らせください。
5. 不測の事情により派遣（就労）期間が延長される場合は、この証明書を発給した年金事務所にご相談ください。
6. この証明書の証明期間を超えて連合王国の領域内で就労するときは、連合王国年金法令による保険料の納付義務が発生します。
7. 厚生年金保険の被保険者が、前項に該当したときは当該被保険者の資格を喪失することになりますが、日本年金機構理事長に申し出て厚生年金保険に特例加入することができます。詳しくは、この証明書を発給した年金事務所にご相談ください。